

平成 25 年 9 月 20 日
 平成 25 年 11 月 8 日改定
 平成 26 年 2 月 14 日改定
 平成 26 年 5 月 23 日改定
 平成 26 年 9 月 12 日改定
 平成 26 年 11 月 14 日改定

福 島 県
 い わ き 市
 富 岡 町
 大 熊 町
 双 葉 町
 浪 江 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針 《いわき市-富岡町、大熊町、双葉町、浪江町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ＞

- ・ いわき市において、中央台高久、好間工業団地など市内 35 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 18,400 人が生活している。
- ・ 主な避難元市町村の内訳は、檜葉町が約 5,200 人、富岡町が約 4,200 人、大熊町が約 2,800 人、広野町が約 2,800 人、浪江町が約 1,500 人、双葉町が約 1,100 人。（平成 26 年 9 月 30 日時点）
- ・ 応急仮設住宅入居（約 18,400 人）の割合は、建設分が約 3 割、民間賃貸住宅分が約 7 割となっている。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅(建設分)の入居状況】

(平成 26 年 9 月 30 日時点)

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数	入居戸数	入居者数
富岡町	平下高久(平下高久)	90	88	161
	泉玉露(泉)	220	190	382
	内郷宮町(内郷宮町)	80	80	80
	好間町上好間(好間)	62	51	119
大熊町	渡辺町昼野(渡辺町昼野)	88	83	139
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田)	91	74	136
	小名浜上神白(小名浜上神白)	63	52	107
	鹿島町下矢田(鹿島町下矢田第二)	50	36	72
	好間工業団地(好間工業団地第一、第二、第三)	362	325	630
	南台(南台)	259	221	368
広野町	中央台高久(高久第二、第三、第四、第七)	217	188	453
	中央台鹿島(鹿島)	18	16	39
	常磐関船町迎(常磐迎第一、第二)	140	107	273
	四倉町(四倉町鬼越)	230	179	400
	四倉町芳ノ沢(四倉工業団地)	103	79	153
檜葉町	中央台高久(高久第五、第六)	35	34	71
	中央台飯野(飯野)	16	15	40
	平上高久(高久第八)	123	121	248
	平下山口(高久第九)	202	189	395
	平上山口(高久第十)	200	194	445

	平作町(作町)	57	57	128
	常磐西郷町錢田(常磐錢田)	50	47	143
	平上荒川(上荒川)	250	236	468
	内郷白水町(内郷白水)	61	58	116
	四倉町細谷(四倉町細谷)	40	39	80
	小名浜林城(林城八反田)	106	96	216
	小名浜相子島(小名浜相子島)	40	35	63
川内村	四倉町(四倉町鬼越)	50	50	82
	小名浜大原(小名浜大原)	20	19	44
計		3,323	2,959	6,051

【応急仮設住宅(民間賃貸住宅分)契約及び入居状況】 (平成 26 年 9 月 30 日時点)

市町村	入居戸数	入居者数	市町村	入居戸数	入居者数
田村市	15	26	浪江町	733	1,482
南相馬市	260	522	檜葉町	1,159	2,779
川俣町	1	1	広野町	561	1,502
飯館村	4	5	葛尾村	11	22
大熊町	753	1,693	川内村	91	189
富岡町	1,515	3,436	双葉町	386	736
			計	5,489	12,393

＜公共施設等の受入れ＞

- ・ いわき市内には、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町が避難に伴い役場機能を設置しており、檜葉町が中央台飯野三丁目に、双葉町が東田町二丁目にそれぞれ主な役場機能を設置している。また、富岡町が平字梅本にいわき支所（主な役場機能は郡山事務所）、大熊町が好間工業団地にいわき出張所（主な役場機能は会津若松出張所）、浪江町が平字堂根町にいわき出張所（主な役場機能は二本松事務所）を設置している。
- ・ 双葉町は、平成 26 年 4 月にいわき市錦町（旧東邦銀行錦支店）にて、町立幼稚園、小学校、中学校を再開。平成 26 年 8 月には新設仮設校舎（錦町御宝殿旧錦星幼稚園跡地）を開校している。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・ 長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要である。
- ・ いわき市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」等に基づき 1,768 戸の整備を行う。整備戸数については、今後の住民意向調査の結果等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- ・ 入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、原則、コミュニティ集会室等を整備し、コミュニティの維持、形成のためのハード整備を行う。
- ・ 避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市及びいわき市内に設置。
- ・ 復興公営住宅及び関連施設の計画に当たっては、避難者や周辺住民の意向も踏まえて、検討する。

【復興公営住宅の整備予定】

所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居目標年度	割振り戸数					
					富岡町	大熊町	双葉町	浪江町		共通
小名浜、永崎地区	県	200 戸	集合住宅	H26 年度 第4四半期	80	35	25	60		
常磐地区	県	50 戸	集合住宅	H26 年度 第4四半期	50					
平八幡地区	県	12 戸	集合住宅	H27 年度 第2四半期	12					
小名浜大原地区	県	50 戸	集合住宅	H27 年度	10	40				
小川地区	県	53 戸	木造 2 階建	H27 年度	53					
北好間中川原地区	県	300 戸	集合住宅	H27 年度	120	150		20		10
勿来酒井地区	県	200 戸	木造戸建て 及び 集合住宅	H27 年度			190			10
泉町本谷地区	県	250 戸	集合住宅	H27 年度	100	20		130		
内郷宮町地区	県	70 戸	集合住宅	H27 年度				70		
小川2地区	県	50 戸	木造戸建て	H27 年度	50					
小川3地区	県	30 戸	木造戸建て	H27 年度	30					
常磐2地区	県	150 戸	集合住宅	H27 年度	100			50		
四倉地区	県	150 戸	集合住宅	H27 年度	50			100		
平赤井地区	県	80 戸	集合住宅	H27 年度		30				50
鹿島町地区	県	30 戸	集合住宅	H27 年度以 降早期	未定					
鹿島町2地区	県	68 戸	集合住宅	H27 年度以 降早期						
常磐関船町地区	県	25 戸	集合住宅	H27 年度以 降早期						
計	—	1,768 戸	—	—						

＜募集方法について＞

- ・ 団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りは上記のとおり。
- ・ すべての棟の 1 階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(75 歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・ 「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・ 1 世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・ 子育て等世帯（募集開始日現在 18 歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において、当選確率を 5 割増しとする。

(2) 関連基盤

長期避難者の受入に伴う関連基盤の整備を検討する。

＜道路整備＞

- ・ 平赤井地区の復興公営住宅整備に伴い、県道赤井停車場線の道路改良等を行う。
- ・ 小名浜地区の復興公営住宅整備に伴い、県道小名浜四倉線の交差点改良等を行う。
- ・ 小名浜大原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道大道北 2 号線の道路改良等を行う。
- ・ 勿来酒井地区の復興公営住宅整備に伴い、市道御宝殿 3 号線外 1 線の道路改良等を行う。
- ・ 北好間中川原地区の復興公営住宅整備に伴い、市道中川原・外川原線外 1 線の道路改良等を行う。

(3) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- 生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行う交流等を担うコミュニティ交流員を配置する。

【コミュニティ交流員の配置人数・時期】

所在地	交流員配置人数	配置予定時期
小名浜、永崎地区	2名	H26.11～
	2名	H27.1～
常磐地区	1名	

なお、復興公営住宅や関連基盤等の整備にあたっては、いわき市の都市計画や個別のまちづくり計画との整合に留意する。

3. 生活拠点の形成に向けた支援策

(1) 避難者支援

- 避難者のニーズに応じて、高齢者生活支援、健康管理、孤立防止、生きがいくくり、心のケア、雇用対策、交通手段の確保、避難者間の交流支援、避難元市町村交流、周辺住民との交流などの各種支援策を実施する。こうした支援策を実施するための施設の必要性もあわせて検討する。
- 実施する事業については、福島県及び復興庁が主催し、関係市町村も参加したコミュニティ研究会報告書「魅力あるコミュニティづくりのヒント」を活用し、具体的な取組・施策を検討する。
- 各種支援策については、入居者の意見も取り入れて実施する。

(2) 届出避難場所証明

- 長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知がなされた。
- 当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し当該事務処理要領に基づく証明書発行事務を実施しており、双葉町は平成25年2月から、浪江町、大熊町は平成25年3月から、富岡町は平成25年4月から発行を開始している。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行数】

(平成26年9月30日時点)

市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)		市町村	発行開始日	市町村毎累計 (のべ数)	
		人数	枚数			人数	枚数
いわき市	H25.2.1～	297人	852枚	川内村	H25.4.1～	125人	134枚
田村市	H25.2.15～	58人	58枚	大熊町	H25.3.1～	3,680人	4,436枚
南相馬市	H25.2.15～	2,021人	2,794枚	双葉町	H25.2.1～	-	2,611枚
川俣町	H25.2.12～	87人	90枚	浪江町	H25.3.1～	-	7,110枚
広野町	H25.2.15～	212人	236枚	葛尾村	H25.2.1～	266人	308枚
楡葉町	H25.4.1～	1,201人	1,201枚	飯館村	H25.2.15～	432人	511枚
富岡町	H25.4.1～	-	4,676枚	計		(8,379人)※	25,017枚

※人数の合計は富岡町、双葉町、浪江町分が入っていない

(3) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・ 原発避難者特例法による避難者への行政サービスについては、避難している指定市町村の住民を対象として避難先の市町村が同法に基づく特例事務を実施している。当該特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、国が特別交付税措置を講じている。
- ・ 当措置については、個々の経費の積み上げ算定に代えて、避難住民一人当たりの単価を用いる方式に見直した。

本方針は、現時点のものであり、今後の協議の進捗によって、随時見直していくものとする。